

## 12. 水道料金・下水道使用料

【水道料金(消費税抜き)】(2か月につき)

◎基本料金

口径 (mm)	13	20	25・30	40
金額(円)	1,120	1,240	2,740	3,900
口径 (mm)	50	75	100	150
金額(円)	5,280	7,120	8,300	17,260

◎1m<sup>3</sup>あたりの料金単価

使用水量	20m <sup>3</sup> 以下	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	41m <sup>3</sup> ～600m <sup>3</sup>	601m <sup>3</sup> 以上
料金単価(円)	20	80	130	180

◎臨時料金 1m<sup>3</sup>につき300円

◎施設消火栓用料金 消防演習のために使用する場合、1栓につき1回20分まで100円。以後10分増すごとに50円。

【下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料(消費税抜き)】(2か月につき)

種別		区分	水量	金額(円)
第1種	一般用 (第2種以外)	基本料金	20m <sup>3</sup> 以下	2,100
		超過料金 (1m <sup>3</sup> あたりの使用 料金単価)	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	110
			41m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup>	115
			81m <sup>3</sup> 以上	120
計測器使用料		1個あたり		500

【計算例】

水道メーター口径20mmの水道を2か月間で55m<sup>3</sup>ご使用された場合

①水道料金

基本料金		1,240 円
使用料金	1m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> ×20円＝400 円
	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> ×80円＝1,600 円
	41m <sup>3</sup> ～600m <sup>3</sup>	15m <sup>3</sup> ×130円＝1,950 円
	601m <sup>3</sup> 以上	0m <sup>3</sup> ×180円＝0 円
水道料金(税抜)	水量計55m <sup>3</sup>	5,190 円

(上記の金額+消費税)の10円未満切捨て

②下水道使用料

基本料金	20m <sup>3</sup> 以下	2,100 円
使用料	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> ×110円＝2,200 円
	41m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup>	15m <sup>3</sup> ×115円＝1,725 円
	81m <sup>3</sup> 以上	0m <sup>3</sup> ×120円＝0 円
	下水道使用料(税抜)	水量計55m <sup>3</sup>

(上記の金額+消費税)の10円未満切捨て

③上下水道料金(①+②)2か月分

上下水道料金＝ {5,190+消費税(10円未満切捨て)} + {6,025+消費税(10円未満切捨て)}

【上下水道料金支払方法】

上下水道料金のお支払方法については、納入通知書と口座振替(自動引落し)の2つのお支払い方法があります。

納入通知書は金融機関とコンビニエンスストアでお支払いができますので、どちらか選んでお支払ください。口座振替(自動引落し)ができる金融機関は決まっていますのでご注意ください。

詳しくは「関市水道お客様センター」又は水道課へお問い合わせください。

料金やお支払いの方法については「[関市役所ホームページ](#)」でお知らせしています。

【水道加入金制度】

新たに水道をご使用になられるときや水道メーターの口径を大きくされるときなどに「加入金」が必要となります。「加入金」は新しい水道管を配管したり、古い水道管を入れ替えたりする工事費の財源として使用させていただきます。

詳しくは水道課へお問い合わせください。